



「としょかんワークショップ」を開催します

新花巻図書館を整備するに当たり、市民の皆さんから意見などを募るため、「としょかんワークショップ」を開催します。

■対象 市内に在住または在勤している人

■定員 10人(申し込み多数の場合は抽選)

※このほか、関係団体や高校生なども参加します

■申込期間 8月3日(月)～17日(月)

■申し込み方法

下記へ電話または市ホームページ(<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/bunkasports/shogaigakushu/1012536.html>)の専用メールフォームから申し込み



▲QRコード

■期日・会場・内容

回	期日	会場	内容
①	8月23日(日)	花巻・東和図書館	▶見学「みんなでとしょかんについてみよう!」▶基調講演「図書館の可能性(仮題)」(講師は富士大学の教授・早川光彦さん)
②	9月13日(日)	なはんプラザ	▶説明会「みんなでおさらい基本構想」▶グループワーク「図書館で今〇〇なこと～図書館で今『やりたい』ことなど～」
③	9月27日(日)	花巻市交流会館	グループワーク「話そうみんなで夢のとしょかん～参加者それぞれの夢、グループごとの夢～」
④	10月11日(日)	花巻市交流会館	グループワーク「つくってみようみんなのとしょかん①～図書館を『現実』で考える、絵にしてみる～」
⑤	10月25日(日)	花巻市交流会館	グループワーク「つくってみようみんなのとしょかん②～図書館のレイアウトと運用を考える」

※内容は変更になる場合があります

■時間 各回午前9時～正午

【問い合わせ・申し込み】本館生涯学習課(☎41-3587)



ツキノワグマの出没に注意しましょう

県では、クマが秋に向けて好んで食べる「ブナの結実」が凶作と予測。例年より里に出没する可能性が高いと予想しています。本年度、市内でのクマの目撃情報は6月末時点で63件寄せられています。

近年は市街地周辺への出没も増え、人身被害も発生しています。クマによる人身被害を防ぐためには、住宅や通学路などの周辺にあるやぶを刈り払い、見通しを良くすることが有効です。

また、次のような対策で被害に遭わないようにしましょう。

クマに遭わない工夫

- クマの行動が活発な朝夕や霧が出ているときは特に注意する
- 単独行動は避け、2人以上で行動する
- 笛、鈴、ラジオなど音のする物を身に付ける
- 時々辺りに注意を払い、クマのふんや足跡を見つけたらすぐに引き返す
- 子グマを見つけたら、そっと立

ち去る(近くに親クマがいる場合があり危険)

クマを引き寄せないために

- 人家の周りに生ごみなどを捨てない
- 農作物を早めに収穫し、その残りかすを放置しない
- 登山やキャンプなどで出たごみは持ち帰る
- 墓地のお供え物は持ち帰る

もしクマに遭遇してしまったら

- 急に立ち上がったたり、大声を出したり、物を投げつけたり、背中を見せて走って逃げたりしない
- クマの動きを見ながらゆっくり後退する

【問い合わせ・相談】

- ▽農村林務課(☎23-1400)
- ▽各総合支所産業係
- 大迫(☎41-3122)
- 石鳥谷(☎41-3442)
- 東和(☎41-6512)
- ▽県南広域振興局花巻保健福祉環境センター(☎22-4921)
- ▽花巻警察署(☎23-0110)



ペットはマナーを守って飼いましょう

近年、ペットの飼い方に関する苦情が多く寄せられています。「自分のペットは大丈夫」と思っている飼い主の人も、もう一度飼い方マナーについて考えてみましょう。

■飼い主の責務

- 飼い主としての責任を十分に自覚し、正しい飼い方をしましょう
- ペットの健康と安全を守りましょう
- ペットが人に害を加えたり、迷惑を掛けたりしないようにしましょう
- 最後まで責任を持って飼いましょう。万が一、飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう
- 不幸な命を増やさないために、不妊手術を受けさせるなど、むやみに繁殖させないようにしましょう

■犬・猫のペットマナー

- 犬の狂犬病予防注射は、年1回、忘れずに受けましょう
- 県条例により犬の放し飼いは禁止されています。散歩時はリード(引き綱)を付けましょう



- 散歩の際はビニール袋を携帯し、ふんは必ず持ち帰りましょう
- 猫を飼う場合は、放し飼いにせず、室内で飼いましょう

これからペットを飼う人は、ペットの一生に責任を持ち、本当に飼い続けられるか、よく考えてから飼いましょう。

【問い合わせ】

- ▷本館生活環境課(☎41-3544)
- ▷各総合支所市民生活係(大迫☎41-3126、石鳥谷☎41-3446、東和☎41-6516)



光ブロードバンドサービス未普及地域が対象 モバイルWi-Fiルーター購入を支援します

市では、光ブロードバンドサービスの未普及地域におけるインターネット接続環境の向上を図るため、モバイルWi-Fiルーター(*)の購入費用の一部を補助しています。

*携帯電話の通信回線を使用してインターネットに接続する小型通信端末

■対象

光ブロードバンドサービスの未普及地域に住んでいる世帯の世帯主
≪光ブロードバンドサービス未普及地域≫
◦花巻地域…湯口・矢沢・笹間地区の一部
◦大迫地域…内川目・外川目地区の一部
◦石鳥谷地域…八日市・八重畑地区の一部
◦東和地域…小山田・土沢・成島・谷内地区の一部、浮田・田瀬地区

■補助内容

モバイルWi-Fiルーターの購入費用
※割賦払いの場合は対象外

■補助金額 上限1万5千円

※1世帯1回限り

■申請手続きの流れ

- ①自宅が光ブロードバンドサービスの提供を受けられないことを確認する
 - ②モバイルWi-Fiルーターの見積書を販売店から入手する
 - ③申請書、見積書、本人確認書類、委任状(世帯主以外の方が申請する場合)をお持ちの上、本館秘書政策課または各総合支所地域づくり係へ申請する
 - ④市から交付決定通知書が届いたら、販売店で契約手続きをする
 - ⑤補助金請求書、サービス契約申込書、領収書などを③で申請した窓口へ提出する
- ※申請書、補助金請求書、委任状は本館秘書政策課および各総合支所地域づくり係で配布しているほか、市ホームページに掲載しています

【問い合わせ】本館秘書政策課(☎41-3504)